

事務連絡  
平成 30 年 4 月 13 日

各都道府県建築主務課長 御中

国土交通省住宅局建築指導課  
市街地建築課

住宅・建築物安全ストック形成事業  
(住宅・建築物アスベスト改修事業) の見直し等について

平成 30 年 3 月 28 日に、平成 30 年度予算が国会で可決され、社会資本整備総合交付金要綱が改正されております。改正後につきましては、住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）の見直しについて、下記事項 1 にご留意の上、運用していただきますようお願いいたします。

また、住宅・建築物アスベスト改修事業の対象として、石綿含有仕上塗材について多く問合せをいただいていることから、下記事項 2 のとおり、石綿含有仕上塗材の取扱いに対する考え方を示しますので、事業実施の参考としてください。

なお、貴管内の市区町村に対してこの旨の周知をお願いします。

記

1. 住宅・建築物アスベスト改修事業の見直しについて

(1) 補助期間について

アスベスト含有調査等に関する事業については、平成 29 年度末までに着手した事業に限り、交付対象としていたところですが、以下の対象建築物ごとに一定の要件を満たすものについては、平成 32 年度末まで着手期限を延長しています。

なお、アスベスト除去等に関する事業については、引き続き平成 32 年度末までを着手期限としております。

(2) 市区町村が所有する建築物を対象としたアスベスト含有調査について

平成 30 年度予算案において、平成 30 年度以降に市区町村が所有する建築物を対象としたアスベスト含有調査に対する支援を受ける場合には、含有調査を行う建築物を記載したアスベスト含有調査等に関する計画を、各市区町村において平成 29 年度末までに作成することを補助要件とする見直しを行っております。

アスベスト含有調査については、市区町村自らが所有者であることに鑑み、計画的かつ早期に実施するよう依頼してきたところであり、既に 2 度にわたって延長措置が行われてきた経緯を踏まえて、原則として平成 30 年度内に予算措置（平成 31 年度の予算措置に向けた具体的な取り組みを含む。）を図るようお願いします。

(3) 民間建築物を対象としたアスベスト含有調査について

民間建築物におけるアスベスト対策の推進については、「民間建築物における今後のアスベスト対策について」（平成 29 年 6 月 22 日付け国住指第 810 号）により通知したとおり、アスベスト調査台帳へ優先的に把握すべき建築物等のリストアップを

着実に進めるとともに、建物所有者等にその必要性を重点的かつ効率的に周知し、アスベスト含有調査の実施を促すよう依頼してきたところです。

平成 30 年度以降に民間建築物に対するアスベスト含有調査等に係る支援を実施する場合には、上述の通知による対策を着実に実施していくための体制を整備していただくため、以下のとおり補助要件の見直しを行っておりますので、ご留意の上、対策の推進をお願いします。

1) アスベスト含有調査の補助要件について

- ① アスベスト含有調査に係る支援の対象となる建築物については、アスベスト調査台帳等のアスベスト対策に係る建築物のデータベースに記載されたものであること。この場合において、アスベスト調査台帳の整備については、引き続き本事業の支援対象であることから、未整備の特定行政庁においては、早期に整備を進めること。
- ② 事業主体において、平成 29 年度末までに業界団体等の参加する連絡会議の体制整備に着手（準備会議の開催等）すること。この場合において、以下の事業主体の区分ごとに、それぞれに掲げる関係者を連絡会議の構成員とするよう働きかけること。
  - a) 都道府県 補助を行う区域内における特定行政庁及び建物所有者・管理者の属する業界団体等
  - b) 特定行政庁である市区町村 当該市区町村内における建物所有者・管理者の属する業界団体等
  - c) 特定行政庁でない市町村 都道府県及び当該市町村内における建物所有者・管理者の属する業界団体等

なお、同一都道府県において、複数の事業主体が存する実情を鑑み、原則として、都道府県において当該連絡会議を構築すること。

2) アスベスト含有調査補助を行う事業主体について

貴都道府県内において、民間建築物の所有者が補助制度を活用することができるよう、アスベスト含有調査に対する補助制度を整備していない都道府県においては、当該補助制度が国費率 10/10 であることから、原則として補助制度を創設するか、又は、管内の全ての市区町村において補助制度が整備されるよう働きかけること。この場合において、原則として特定行政庁から、建物所有者等に対し含有調査の実施を積極的に働きかけること。

(4) アスベスト含有調査・除去等に対する補助制度の創設状況について

アスベスト含有調査及び除去等に対する補助制度の創設状況については、毎年 3 月末時点の状況を調査し、公表しているところですが、上記 (3) 2) のとおり、都道府県又は管内の全ての市区町村での補助制度の整備状況について、毎月フォローアップを行いますので、継続して補助制度の創設について検討を進めていただくようお願いします。(当件については、別途依頼をさせていただきます。)

2. 石綿含有仕上塗材の取扱いについて

(1) 建築基準法における石綿含有仕上塗材の取扱い

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）においては、建築物の通常の使用状態において飛散のおそれのある建築材料として、「吹付けアスベスト」及び「アスベスト含有吹付けロックウール」（以下「吹付けアスベスト等」という。）を定めているところであり、石綿含有仕上塗材は「吹付けアスベスト等」には該当せず、建築基準法の規制対象となっておりません。従って、増改築時等に際しても、工事が行われな

い部分について除去等の措置が義務づけられるものではありません。

なお、石綿含有仕上塗材が使用された外壁・内装等を工事する際には、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき、大気中への飛散及び労働者へのばく露防止のための所要の対策が必要となる場合があることにご留意下さい。

## （2）住宅・建築物アスベスト改修事業（含有調査）における石綿含有仕上塗材の取扱い

住宅・建築物アスベスト改修事業は、建築基準法で規制対象としている「吹付けアスベスト等」の除去等の対策を推進するための制度であることから、社会資本整備総合交付金交付要綱において、その対象を「吹付けアスベスト等が含有されているおそれがある吹付け建材」としているところです。

アスベスト含有調査の実施においては、建築物の通常の使用状態において除去等の対策を推進する必要がある「吹付けアスベスト等」に該当するおそれのある吹付け建材を対象としていただくようお願いします。

なお、アスベスト含有調査の実施に際し、「吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの」としてサンプリングした吹付け建材が、分析調査の結果、「吹付けアスベスト等」に該当しなかった場合（例えば、当該吹付け建材に吹付けアスベストが含まれていない場合や、石綿含有仕上塗材のみが含まれていた場合など）に国費の返還を求めることはありません。

## （3）住宅・建築物アスベスト改修事業（除去等）における石綿含有仕上塗材の取扱い

アスベスト除去等の実施に際しては、「吹付けアスベスト等が施工されているもの」である必要があることから、石綿含有仕上塗材の除去等の工事については住宅・建築物アスベスト改修事業（除去等）の対象となりません。

### 【担当】

（アスベスト対策に関すること）

国土交通省住宅局建築指導課 杉野

電話 03-5253-8111（内線39546）

（交付金制度に関すること）

国土交通省住宅局市街地建築課 牧田

電話 03-5253-8111（内線39655）